

NEWS RELEASE

千葉興業銀行

平成28年10月21日

第1回第六種優先株式発行の発行登録に関するお知らせ

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、本日開催の取締役会において、公募による発行（一般募集）を予定している第1回第六種優先株式の内容の一部を別紙のとおり決議し、当該第1回第六種優先株式に係る発行登録書を本日付で提出いたしましたので、お知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

以上



平成 28 年 10 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行
代表者名 取締役頭取 青柳 俊一
(コード：8337 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長
神田 泰光
電 話 番 号 043-243-2111 (大代表)

第 1 回第六種優先株式発行の発行登録に関するお知らせ

当行は、平成 28 年 10 月 21 日開催の取締役会において、公募による発行（一般募集）を予定している第 1 回第六種優先株式の内容の一部を下記のとおり決議し、当該第 1 回第六種優先株式に係る発行登録書を本日付で提出いたしましたので、お知らせいたします。

また、当行は、平成 28 年 10 月 21 日付で「第 1 回第六種優先株式に関するご説明資料」を公表しております。当行ホームページ（URL：www.chibakogyo-bank.co.jp/）にも、同内容を公表しておりますのであわせてご参照ください。

1. 第 1 回第六種優先株式の発行の目的及び理由

当行が営業基盤とする千葉県は県内北西部を中心に人口は緩やかに増加傾向を維持しており引き続き成長が見込まれる肥沃なマーケットであります。このような環境のもと、当行は平成 28 年度からの 3 ヶ年にわたる中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト 2019」を策定し、平成 28 年 5 月にこれを公表いたしました。中期経営計画における中期的経営戦略として、当行は、今後 5 年程度を人口増加基調期における業容拡大期と位置付け、貸出・預金の増加を図り顧客基盤を強化していくとともに、その後の人口減少期における収益多角化に備えた「コンサルティング考動の実践」を進めてまいります。顧客基盤の強化は財務基盤の強化と両輪の関係にあります。当行は、業容拡大に対応するための更なる自己資本の充実を目指し、平成 27 年 7 月に普通株式による公募増資を実施し、足元におけるお客様の資金ニーズ拡大への対応を果たしてまいりました。今後中長期的な財務基盤の強化を図ることで、新中期経営計画に基づく更なる顧客基盤の拡大実現に向けて、取組みを強めてまいります。そして、中長期的な財務基盤の強化に際しては、以下の視点に基づき、第 1 回第六種優先株式の発行によることが適当と判断しました。

① 千葉県経済と成長を共にした中長期的視座に立った経営資源の配分

当行が営業基盤とする千葉県は、人口増加率も +0.12% (※) と増加基調を維持しており、さらに経済動態も 1 次産業、2 次産業、3 次産業ともに全国上位に位置しております

県内総生産 : 東京、大阪、愛知、神奈川、埼玉に続く 全国 6 位 (※)

農業産出額 : 米・野菜、畜産などバランスよく展開され、農業産出額は 全国 3 位 (※)

この文書は、当行の第 1 回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

海面漁業漁獲量：内湾と外湾という豊かな漁場に恵まれ、海面漁業漁獲量は全国 11 位（※）

製造品出荷額：石油、化学、鉄鋼を中心に製造品出荷額は全国 6 位（※）

大型小売店販売額：増加が続く県民の生活を支え、販売額は全国 7 位（※）

このような肥沃なマーケットのもと、業容拡大期における顧客基盤強化を進めるとともに、中長期にわたる着実な経営資源の配分を行うためには、優先株式を公募形式により発行することを通じて、当該優先株式を幅広い株主の方に保有頂き、ひいては顧客への円滑な資金供給と安定的な収益獲得を目指してまいります。

※ 出所：「人口増加率」については総務省「国勢調査」平成 27 年人口速報集計結果、「県内総生産全国 6 位」については内閣府「県民経済計算」平成 24 年度、「農業産出額全国 3 位」については農林水産業「農業生産所得統計」平成 26 年度、「海面漁業漁獲量全国 11 位」については農林水産業「漁業・養殖業生産統計」平成 27 年度、「製造品出荷額全国 6 位」については経済産業省「工業統計調査」平成 26 年度、「大型小売店販売額全国 7 位」については経済産業省「商業動態統計調査」平成 27 年度

② 普通株主に配慮した商品設計

コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、資本調達の意義を株主に対して今まで以上にしっかりと説明しご理解を頂くことが、昨今ますます重要になっております。

当行が発行を予定する第 1 回第六種優先株式には当行普通株式への転換権（当行普通株式を対価とする取得請求権）が付されていないため、第 1 回第六種優先株式の発行時点においては、普通株式数の増加は生じません。また、第 1 回第六種優先株式には、発行後概ね 10 年後の当行普通株式への一斉転換条項（当行普通株式を対価とする取得条項）が付されているものの、第 1 回第六種優先株式には、その発行後概ね 5 から 6 年後以降、一定の要件のもと、当行が金銭対価により当該優先株式を取得することができる旨の取得条項が付されているため、その要件を満たす場合には、当行の判断により実質的な早期償還が可能となっております。当行は、第 1 回第六種優先株式の発行によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要な自己資本の拡充を図るとともに、金銭対価による取得条項の行使可能日までに着実な剰余金の積み上げを図ることにより、当該行使可能日以降において第 1 回第六種優先株式の金銭対価による取得を実施することで、一斉転換条項による普通株式への転換による既存普通株主の株式価値の希薄化の回避に努めてまいります。

③ 第四種優先株式の一部取得資金への充当

本資金調達の資金使途の一部として、自己株式取得の方法による第四種優先株式の一部取得のための資金に充当することを想定しております。第四種優先株式の一部取得により、将来の第四種優先株式の普通株式への転換を一部回避すると共に、今後の当該優先株式に係る配当負担を軽減することにつながり、ひいては当行の財務基盤の強化と当行普通株式の価値の向上に資するものと考えております。

④ 財務基盤強化による将来の外部格付の更なる向上を目指す

当行は前中期経営計画期間において財務基盤強化と収益力向上を図ることにより、外部格付の向上を実現してまいりました。平成 28 年度からの 3 ヶ年にわたる中期経営計画においても顧客基盤の拡大と将来の収益多角化への着実な備えを果たしていくとともに、本資金調達による財務基盤の維

この文書は、当行の第 1 回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

持・向上を実現することにより、外部格付を維持し、地域へのコミット力を高めると共に、将来の外部調達コストの低減を図ってまいります。

2. 第1回第六種優先株式の発行に関する日程について

平成28年11月下旬以降に開催予定の第1回第六種優先株式発行に係る取締役会（以下「発行決議時取締役会」といいます。）において決定される予定ですが、決定次第速やかに開示いたします。

3. 第1回第六種優先株式の概要

当行が発行決議時取締役会において、第1回第六種優先株式の発行を決議した場合には、みずほ証券株式会社及び岡三証券株式会社（以下「引受人」と総称します。）を引受人として、第1回第六種優先株式の全部を、発行価格（以下「発行価格」といいます。）その他の条件を決定する日に決定される1株当たりの引受価額（以下「引受価額」といいます。）で買取引受けさせ、引受人は、引受価額とは異なる発行価格で一般募集（以下「本募集」といいます。）を行う予定です。本募集において、引受人は払込期日に引受価額の総額を当行に払い込み、発行価格の総額との差額は引受人の手取金となり、当行は引受人に対して引受手数料を支払わない予定です。本取締役会において承認された第1回第六種優先株式の内容の一部については別紙「第1回第六種優先株式の内容（一部）」に記載のとおりです。なお、本日付で別途開示しております「第1回第六種優先株式に関するご説明資料」において、第1回第六種優先株式の商品性に関するご説明を記載しておりますので、併せてご参照ください。

4. 第1回第六種優先株式の発行に係る発行登録について

当行は、下記のとおり、本日付で、第1回第六種優先株式の発行に係る発行登録書を提出しております。

なお、第1回第六種優先株式の具体的な発行時期については未定であり、また、第1回第六種優先株式の発行条件及び発行総額等についても、別紙に記載されるものを除き、未定です。当行は、平成28年11月下旬以降開催予定の取締役会において、第1回第六種優先株式の発行に係る決議を行う予定です。

記

- | | |
|---------------|--|
| (1) 募集有価証券の種類 | 第1回第六種優先株式 |
| (2) 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日（平成28年10月29日）から1年を経過する日（平成29年10月28日）まで |
| (3) 発行予定額 | 12,000,000,000円（上限） |
| (4) 募集方法 | 一般募集 |

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

- (5) 調達資金の使途 一部を第四種優先株式取得資金に、残額を貸出金等運転資金に充当する予定です。詳細については、発行決議時取締役会において決定される予定です。
- (6) 引受証券会社 みずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）
岡三証券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目17番6号）
- (7) その他募集に関する事項 別紙「第1回第六種優先株式の内容（一部）」に記載のとおりです。
等

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

第1回第六種優先株式の内容（一部）

1. 募集株式の種類
株式会社千葉興業銀行第1回第六種優先株式（以下「第1回第六種優先株式」という。）
2. 募集株式の数
未定（平成28年11月下旬以降に開催予定の第1回第六種優先株式発行に係る取締役会（以下「発行決議時取締役会」という。）で決定する。）
3. 募集株式の発行価格
未定（発行決議時取締役会で決定する。）
4. 募集株式の払込金額（引受価額）
未定（発行決議時取締役会で決定する。）
5. 募集株式に係る発行登録書における発行予定額の上限
120億円
6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
未定（増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする予定であるが、発行決議時取締役会で決定する。）
7. 募集方法
国内における一般募集（以下「一般募集」という。）とし、みずほ証券株式会社及び岡三証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
8. 申込期間
未定（平成28年12月以降における一定の期間として発行決議時取締役会で決定する。）
9. 払込期日
未定（平成28年12月以降における一定の期日として発行決議時取締役会で決定する。）
10. 第1回第六種優先期末配当金
 - (1) 第1回第六種優先期末配当金
未定（当行定款11条の定めに従い、第1回第六種優先株式の期末配当金（以下「第1回第六種優先期末配当金」という。）について、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第1回第六種優先株式を有する株主（以下「第1回第六種優先株主」

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

という。)、第1回第六種優先株式の信託受託者(以下「第1回第六種優先信託受託者」という。) または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)、普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。) または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち支払うものとするが、第1回第六種優先期末配当金の額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式に準じた方式により、別途決定される仮条件による需要状況等を勘案の上、第1回第六種優先株式に係る第1回第六種優先期末配当金の額の決定日(以下「配当利回り等決定日」という。) に決定される。)

(2) 非累積条項

ある事業年度において第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者または第1回第六種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第1回第六種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、第1回第六種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき、第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、第1回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に下記(3)に定める経過第1回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回第六種優先株主、第1回第六種優先信託受託者または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第1回第六種優先期末配当金相当額

第1回第六種優先株式1株当たりの経過第1回第六種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。) において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。) から分配日(同日を含む。) までの日数に第1回第六種優先期末配当金の額を乗

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第 1 回第六種優先株主、第 1 回第六種優先信託受託者または第 1 回第六種優先登録株式質権者に対して当行定款第 12 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

12. 議決権

第 1 回第六種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第 1 回第六種優先株主は、(i)各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第 1 回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、または、(b)第 1 回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、(ii)第 1 回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

13. 金銭を対価とする取得条項

未定（当行は、発行決議時取締役会で定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、法令上可能な範囲で、発行決議時取締役会の決議によって定める額の金銭（以下「交付財産」という。）を交付することにより、第 1 回第六種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、(i)取得日については、第 1 回第六種優先株式の発行から概ね 5 から 6 年後以降とし、(ii)交付財産については、第 1 回第六種優先株式 1 株につき、概ね第 1 回第六種優先株式 1 株当たりの発行価格相当額に経過第 1 回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭とすることを予定しているが、その詳細については、当行定款 19 条の定めに従い、発行決議時取締役会で決定する。）

14. 普通株式を対価とする取得条項

未定（当行は、発行決議時取締役会で定める計算方法により算出される数の当行の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付することにより、第 1 回第六種優先株式の全てを発行決議時取締役会で定める期日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。ただし、①(i)一斉取得日については、第 1 回第六種優先株式の発行から概ね 10 年後とし、(ii)交付株式については、概ね、各第 1 回第六種優先株主の有する第 1 回第六種優先株式数に第 1 回第六種優先株式 1 株当たりの発行価格相当額を乗じた額を当行の普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式とすること、及び②一斉取得価額は、概ね、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とするが、かかる計算の結果、一斉取得価額が、発行決議時取締役会で定める下限取得価額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とすることを予定しているが、その詳細については、当行定款 20 条の定めに従い、発行決議時取締役会で決定する。）

この文書は、当行の第 1 回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

15. 譲渡制限

- (1) 第1回第六種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。
- (2) 第1回第六種優先株式に対して金融商品取引法27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第1回第六種優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるときには、取締役会が上記(1)に定める承認をしたものとみなす。なお、相続により第1回第六種優先株式を取得するときには、上記(1)に定める承認を要しない。
- (3) 取締役会は、第1回第六種優先株式の譲渡による取得について、取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任する。

16. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1回第六種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1回第六種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

17. 優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、各第五種優先株式、各第六種優先株式および各第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

18. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

19. 非上場

第1回第六種優先株式は、非上場とする。

20. その他

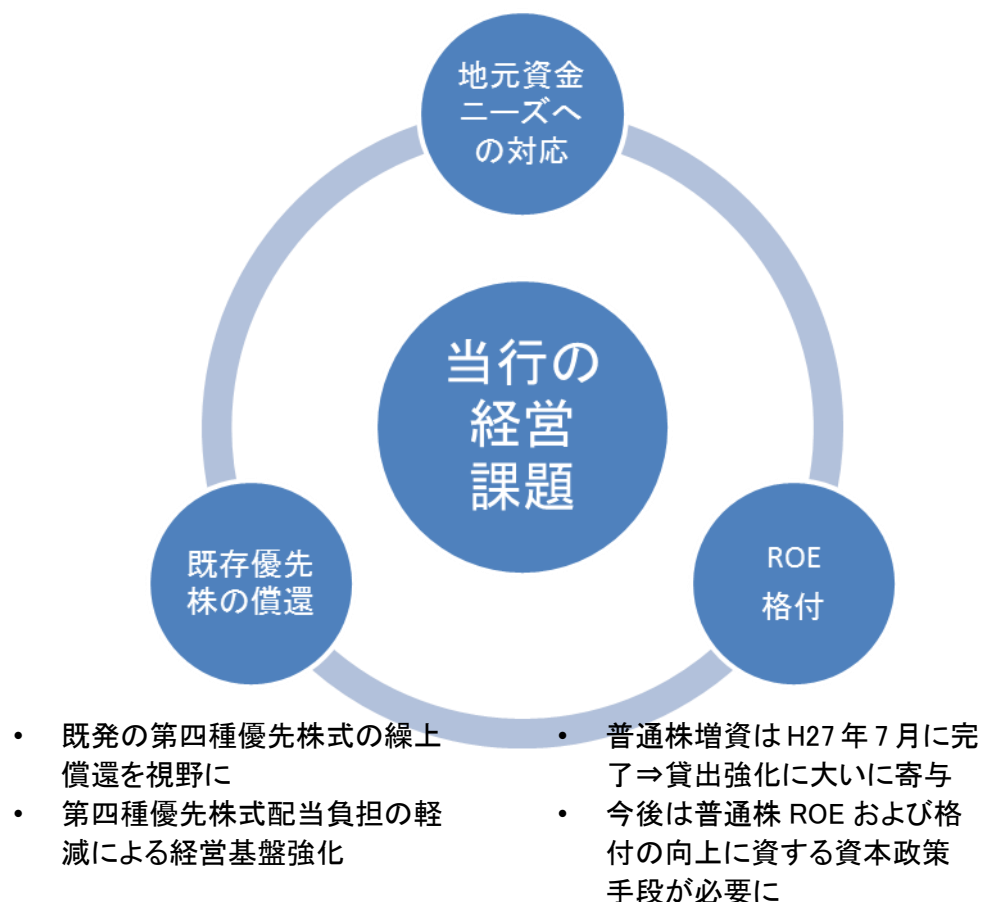
上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

この文書は、当行の第1回第六種優先株式に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

第 1 回第六種優先株式に関するご説明資料

第1回第六種優先株式発行の背景および目的

- ・ 千葉県経済は依然として好調
- ・ 地元金融機関としての円滑な資金供給と地方創生への貢献をさらに推進



公募優先株式を活用した 更なる成長と経営基盤の強化へ

- ・ 中長期的な資金ニーズへの安定的な対応
⇒優先株資本をベースにした
安定的な資金供給
⇒安定的な収益確保からの剰余金積立
による償還原資の積み上げ
- ・ 発行時点で普通株式を希薄化しない資本政策手段
- ・ 既存優先株の繰上償還及び配当負担軽減による経営基盤強化
⇒調達資本の一部を第四種優先株式の一部取得原資として活用
- ・ 格付の維持に向けた取り組み
⇒第四種優先株式の取得資金を新たな優先株式で調達することにより十分な資本水準を維持。

第1回第六種優先株式発行の概要

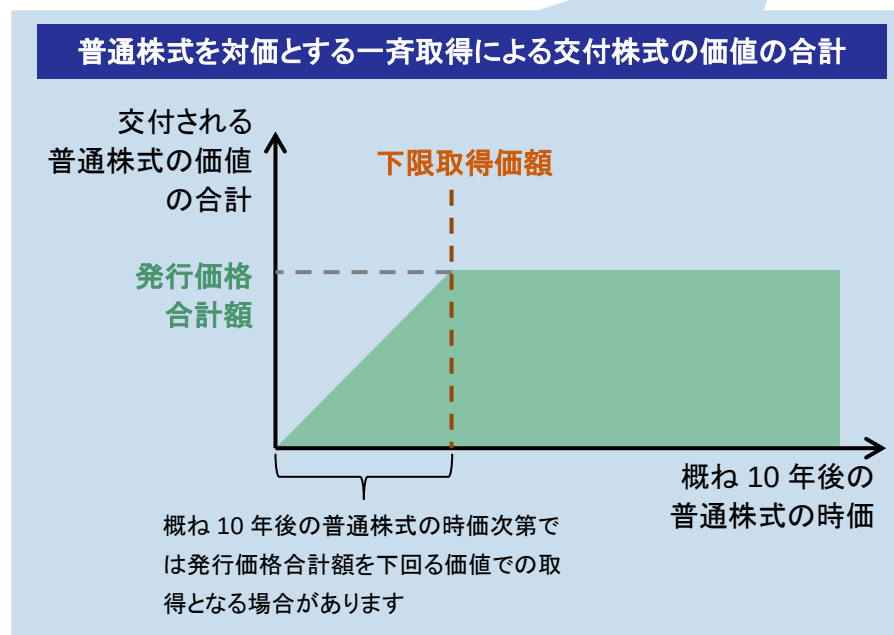
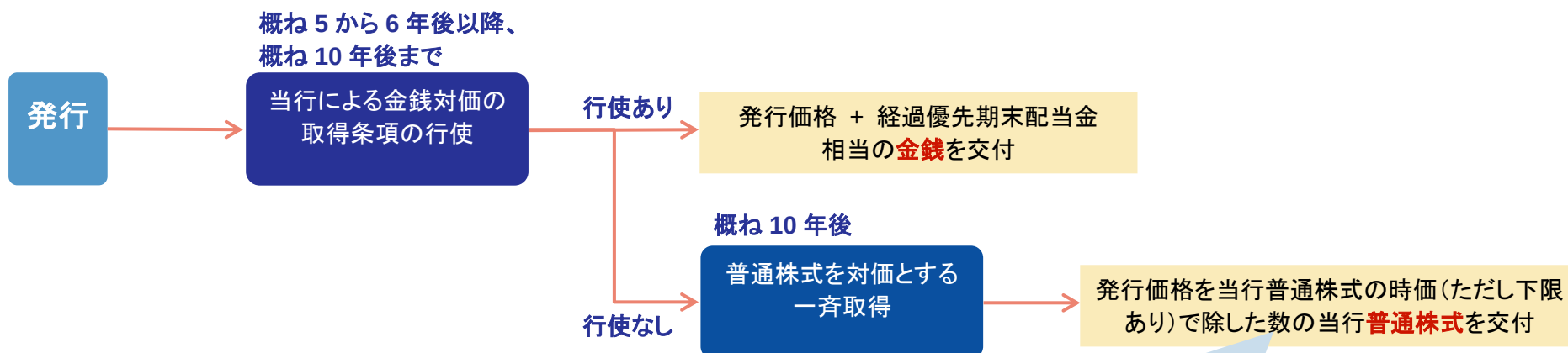
譲渡制限がありキャピタルゲイン等の機会が制限されますが、一定の配当率が付されており、また、金銭対価の取得条項が発動された場合には株価下落による損失リスクが軽減されます。

	商品設計概要		
発行価格	平成28年11月下旬以降に開催予定の第1回第六種優先株式の発行に係る取締役会決議にて今後決定の予定		
優先配当	優先配当の額の決定日（以下「配当利回り等決定日」といいます。）に決定予定の一定の配当額が支払われます（※1） 普通株式に優先、非累積型、非参加型（詳細については後段のQ & A 項番10をご参照）		
議決権	株主総会における議決権はありません ただし優先配当停止時等は、優先配当の金額を支払う旨の株主総会決議がなされる迄の期間、議決権を行使可能です	発行後概ね5から6年	発行後概ね10年
優先株主による取得請求権	ありません		
譲渡制限・非上場	譲渡には当行取締役会の承認が必要です （但し、公開買付の応募や相続時等を除きます） 第1回第六種優先株式は非上場です	譲渡制限付・非上場	
当行による金銭対価の取得条項	発行から概ね5から6年後以降に、 予め金融庁の事前確認を受けていること を前提に、発行価格相当額 + 経過優先配当金 を対価とする当行による取得が可能となります（※3）	取得可能	
普通株式を対価とする一斉取得条項	発行から概ね10年後にその時点の当行普通株式の時価を基準に 当行普通株式に強制転換されます （下限取得価額の決定方法は、発行決議に際して決定されます）	当行による金銭対価取得が なされなかった場合に一斉取得	

- ※1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式に準じた方式により、別途決定される仮条件（以下「本仮条件」といいます。）による需要状況等を勘案の上、配当利回り等決定日に決定される予定です。なお、本仮条件は、事業内容、経営成績および財政状態等の当行の状況、市場環境、当行普通株式の市場価格、第1回第六種優先株式の配当金以外の諸条件、機関投資家等の意見等を総合的に勘案した上で、第1回第六種優先株式の1株当たりの発行価格相当額に一定の範囲の年率（※2）を乗じて算出した額に決定される予定です。
- ※2 一定の範囲の年率については、当行の資本政策、当行の事業との類似性を有する発行体のクレジット・スプレッド、第1回第六種優先株式の商品性の概要等を勘案し、平成28年10月20日（発行登録書校了日）現在において、概ね年率約2%から約3%の範囲内を想定しておりますが、本仮条件の決定時における当行の状況及び市場環境等により、上記の範囲内に含まれない年率を下限又は上限とする場合があります。
- ※3 金銭対価の取得条項に基づき、第1回第六種優先株式を取得すると引換えに交付される金銭の額が、一斉取得日における当行の分配可能額を超えているときは、当行は第1回第六種優先株式を取得することはできません（会社法第170条第5項）。

第1回第六種優先株式の取得条項について

第1回第六種優先株式には、金銭を対価とする取得条項と普通株式を対価とする一斉取得条項が付されています。



※金銭を対価とする取得条項および普通株式を対価とする一斉取得条項の詳細は第1回第六種優先株式の発行決議時取締役会にて決定する予定です。

※普通株式を対価とする一斉取得に際しての下限取得価額の決定方法も発行決議時取締役会にて決定の予定です。

第1回第六種優先株式の発行日程

発行の詳細日程は、2016年11月下旬以降に開催予定の当行取締役会における発行決議において決定する予定です。

時期 / 予定	手続
2016年10月21日（金）	取締役会にて以下を決議 ◆ 第1回第六種優先株式の内容の一部 ◆ 第1回第六種優先株式の発行に係る発行登録
第1回第六種優先株式の発行 に係る取締役会決議 (2016年11月下旬以降)	取締役会にて主として以下の事項を決議予定 ◆ 第1回第六種優先株式の発行 ◆ 第1回第六種優先株式の募集事項の一部 ◆ 第四種優先株式に係る自己株式取得の決議 ◆ 第1回第六種優先株式の譲渡の承認に係る権限の代表取締役への委任及び当該承認に係る基準の策定
配当率の仮条件設定	取締役会にて主として以下の事項を決議予定 ◆ 配当利回り等の仮条件決定
ブックビルディングの実施	
配当利回り等決定日	取締役会にて主として以下の事項を決議予定 ◆ 配当利回り等の決定
第1回第六種優先株式発行後	第四種優先株式の自己株式取得予定

第 1 回第六種優先株式の実質的繰上償還（金銭対価の取得条項）に関する当行の考え方

- 本優先株式については発行後概ね 5 から 6 年後以降において、一定の要件のもと、当行が金銭対価により本優先株式を取得することができる取得条項が付されており、その要件を満たす場合には、当行の判断により実質的な繰上償還が可能となっております。
- 本優先株式の発行によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要な自己資本の拡充を図るとともに、金銭対価による取得条項の行使が可能となる日までに着実な剰余金の積み上げを図ることにより、当該行使可能日以降において本優先株式の金銭対価による取得を実施することで、一斉転換条項による普通株式への転換による既存普通株主の株式価値の希薄化の回避に努めてまいります。
- 金銭対価の取得条項に基づき、第 1 回第六種優先株式を取得するのと引き換えに交付される金銭の額が、一斉取得日における当行の分配可能額を超えているときは、当行は第 1 回第六種優先株式を取得することはできません（会社法第 170 条第 5 項）。なお当行の平成 28 年 3 月末現在における分配可能額は 563 億円であります。

第 1 回第六種優先株式の引受証券会社について

- 本優先株式はみずほ証券株式会社および岡三証券株式会社によって引受・販売される予定であります。

第 1 回第六種優先株式に関する Q&A

	ご質問	回答
1	優先株式とは何か	優先株式とは、種類株式の 1 つであり、種類株式とは、株式会社が剰余金の配当やその他の権利内容が異なる 2 種類以上の株式を発行した場合における当該各種類の株式を言います。一般的に、配当金または残余財産の分配を普通株式よりも優先的に受取ることが出来る株式のことを優先株式と呼んでいます。 第 1 回第六種優先株式は、普通株式と異なる商品性となっており、配当金及び残余財産分配における普通株式に対する優先性のほか、譲渡制限付きで非上場という点が大きな特徴です。
2	第 1 回第六種優先株式発行の目的は何か	第四種優先株式については金銭対価による取得条項の行使機会が限定されていることも考慮し、今般発行する第 1 回第六種優先株式の発行による調達資金の一部を第四種優先株式の一部取得のための資金に充当することによって、第四種優先株式に係る普通株式対価の取得請求権の行使可能期間が開始する前に、計画的に第四種優先株式の一部を償還することが当行普通株式に係る希薄化防止と配当負担の軽減による当行財務基盤の維持・向上に資すると考えております。また、千葉県経済は依然として好調であり、地元金融機関としての円滑な資金供給と地方創生への貢献をさらに推進するためには、更なる資本の充実が必要です。昨年 7 月に実施させていただいた公募増資に加え、新中期経営計画に基づき、業容拡大期における更なる顧客基盤の拡大を実現するために、中長期的な財務基盤の強化をさらに図ることが重要となります。既存普通株主の株式価値の希薄化を一定程度回避しつつ、資本の維持・向上を図る観点から、発行時点で普通株式の発行株式数が増加しない資本調達手段として、第 1 回第六種優先株式の発行によることといたしました。
3	第 1 回第六種優先株式の発行はいつ頃を予定しているのか、なぜこのタイミングでの発行登録を実施したのか	具体的には未定ですが、必要な条件が整い次第、市場環境等を勘案し本年 11 月下旬以降に開催予定の取締役会において決定したいと考えております。第 1 回第六種優先株式の募集に先立ち、その商品性や、当行の資本政策について投資家及び株主の皆様にご理解を頂いたうえでの発行が望ましいと判断し、今回の発行登録を実施させて頂きました。
4	発行登録とは何か	発行会社が、有価証券の募集・売出しを機動的に実施できるようにするために予め当局に登録をしておく金融商品取引法に基づく手続のことを発行登録といいます。
5	発行予定額を 120 億円（上限）とした根拠は何か	発行登録書における発行予定額は、想定される資金使途等を考慮し、引受証券会社と相談の上で記載しておりますが、実際の発行額はまだ決定されておられません。発行額の決定に当たっては、当行の長期的・持続的成長に向けた経営資源投入および第四種優先株式の一部取得・消却に向けた所要資本規模を勘案の上で、発行決議日以降の投資家の需要状況、市場環境等を勘案しながら総合的に判断し、決定する予定です。

	ご質問	回答
6	なぜ第三者割当ではなく一般募集での発行を予定しているのか	2012年に実施した第四種優先株式の発行時には、第三者割当の手法により調達いたしました。それ以降の当行業績および格付がA-まで向上したことを鑑み、今回はより幅広い投資家層から調達させていただく一般募集での発行が望ましいと判断いたしました。
7	なぜ、第1回第六種優先株式は非上場かつ譲渡制限付なのか	第1回第六種優先株式の想定発行規模が最大120億円にとどまることに鑑み非上場とすることを判断しました。また、日本証券業協会の規則上、非上場株式の公募に際しては譲渡制限を設けることが求められているため、譲渡制限付としております。非上場かつ譲渡制限付とすることにより、長期保有の促進や長期保有株主の正確な把握が可能になるものと考えております。なお、本種類株式の株主は原則として株主総会での議決権を有しないため、上場されている普通株式の株主によるコーポレート・ガバナンスを害することもないものと認識しております。
8	譲渡制限付とはどういうことか、譲渡制限の解除事由としてどのような内容を想定しているのか	第1回第六種優先株式には譲渡制限が付されており、第1回第六種優先株式を自由に売買することはできません。譲渡するには当行の取締役会の承認が必要となりますが、下記の場合には取締役会の承認を必要としません。 ① 第1回第六種優先株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付が開始された場合において、当該公開買い付けに応募し、第1回第六種優先株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるとき ② 相続により第1回第六種優先株式を取得するとき 上記の他、第1回第六種優先株式の譲渡による取得について、取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任することとしておりますが、当該承認権限の代表取締役に対する委任及び一定の基準については、第1回第六種優先株式の発行決議時の取締役会において決定する予定です。
9	配当金はあるのか	配当利回り等決定日に決定される年率による毎年一定額の優先配当金の支払を予定しております。
10	非累積型、非参加型とは何か	ある事業年度において支払う優先配当金の額が予め定められた優先配当金の額に達しない場合にその不足額が翌事業年度以降に累積しない優先株式を「非累積型優先株式」といいます。 所定の優先的な利益配当および残余財産の分配を受けた後に、更なる配当や残余財産の分配を受けることができない優先株式を「非参加型優先株式」といいます。
11	いつから換金できるのか	第1回第六種優先株式には譲渡制限が付されていることから、原則として取締役会の承認なくして売却・譲渡することはできません。もっとも、発行から概ね5から6年後以降、当行の選択により金銭を対価とする取得条項の行使が可能となっており、かかる取得条項が行使された場合には、第1回第六種優先株式の取得と引き換えに、発行価格相当額に経過優先配当金相当額を上乗せした金銭が交付される予定です。 また、金銭を対価とする取得条項が行使されなかった場合には、発行から概ね10年程度を経過する日に普通株式を対価とする第1回第六種優先株式の一斉取得がなされる予定となっており、か

	ご質問	回答
		かる一斉取得が実施された場合には、交付された当行普通株式を売却・譲渡することにより換金が可能となります。 なお、第1回第六種優先株式には、金銭又は普通株式を対価として、株主が当行に対して第1回第六種優先株式の取得を請求できる取得請求権は付されておりません。
12	金銭を対価とする取得条項とは何か	種類株式の内容として、一定の要件のもと、種類株式の発行会社が、種類株主に対して金銭を対価として交付することにより、当該種類株式を取得することができる、発行会社の権利であり、「繰上償還権」と呼称されることがあります。第1回第六種優先株式について言いますと、発行から概ね5から6年後以降、当行取締役会の決議によって発行価格相当額に経過優先配当金相当額を加えた金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の全部または一部を取得することができる規定です。詳細は第1回第六種優先株式の発行決議時に決定する予定です。
13	普通株式を対価とする一斉取得条項とは何か	種類株式の内容として、予め定める一定の日において、その時点で残存している当該種類株式の全部につき、当該発行者の普通株式に一斉に転換される旨の条項であり、普通株式を対価とする取得条項として規定されます。「一斉転換条項」と呼称されることがあります。第1回第六種優先株式について言いますと、発行から概ね10年後の一斉取得日に、その時点で残存している第1回第六種優先株式の全てを取得し、それと引換えに当行普通株式を交付する規定です。詳細は第1回第六種優先株式の発行決議時に決定する予定です。
14	普通株式を対価とする一斉取得の場合における一斉取得価額はどのように決定するのか	一斉取得価額については、一斉取得のタイミングの当行普通株式の時価相当額に設定することを想定しておりますが、決定の仕方の詳細は第1回第六種優先株式の発行決議時に決定する予定です。一斉取得条項が発動した場合、第1回第六種優先株式の株主は、第1回第六種優先株式の取得と引換えに、その保有する第1回第六種優先株式数に第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額を乗じた額を、「一斉取得価額」で除した数の当行普通株式を取得することになります。
15	議決権は付与されているのか	第1回第六種優先株式の優先株主は株主総会における議決権を有しておりませんが、今後決定される一定額の優先配当金の一部でも支払われないことが決まった場合には、議決権を有することとなります。一般的に、優先株式は普通株式と異なり議決権がない等の制限がある一方、配当金や残余財産の分配を優先して受け取ることができるものとされることが多いものと理解しており、今回発行を検討しております第1回第六種優先株式も同様の設計となっております。
16	第四種優先株式の取得・消却スケジュールについてどのように考えているのか	具体的には未定ですが、第1回第六種優先株式発行による手取金を第四種優先株式の取得に充当することに加え、現中期経営計画の着実な実行による収益積上げによって、第四種優先株式の取得請求権発生前での取得・消却を目指しております。